

青葉区内で新規開業をお考えの先生方へ

青葉区医師会
オリエンテーション
委員長 内野 大輔

◆青葉区は医療機関の数が非常に多い地域です。

新規開設された施設の診療科が、先に開設した医療機関と重複する場合は、トラブルが発生することがあります。

青葉区医師会は、新規入会希望に対しては何ら制限はしていません。ただ、周辺の医療機関（会員）と協調していただき、医療機関の適正配置を望んでおり、過剰な競争は避けるべきであると考えています。すなわち、調和のとれた地域医療の発展を願っているのです。

◆青葉区医師会への入会を希望する方は、以下の事項を遵守することが必要です。

1) 標榜科は、開業するまでに主に専門に診療してきた科およびその周辺の科とし、多くても4科以内として下さい。これは現代の専門医志向に合致し、患者との無用なトラブルを避け、地域医療レベルを低下させないためでもあります。外科と内科の両方を標榜する場合には、原則としてどちらかを選択していただきます。しかし、消化器外科、胸部外科や脳神経外科などを専攻した場合などでは、消化器外科・内科、循環器外科・内科や脳神経外科・内科を標榜するのはこの限りではありません。

2) 診療所の名称は、種々の混乱を避けるために、周辺の医療機関と誤解されるようなものは極力避けていただきます。特に地名や駅名が入っている場合には、他の医療機関との混同のもとになりますので好ましくありません。混同が予想される場合には名称変更をお願いすることもあります。類似名称には十分に気をつけて申請して下さい。

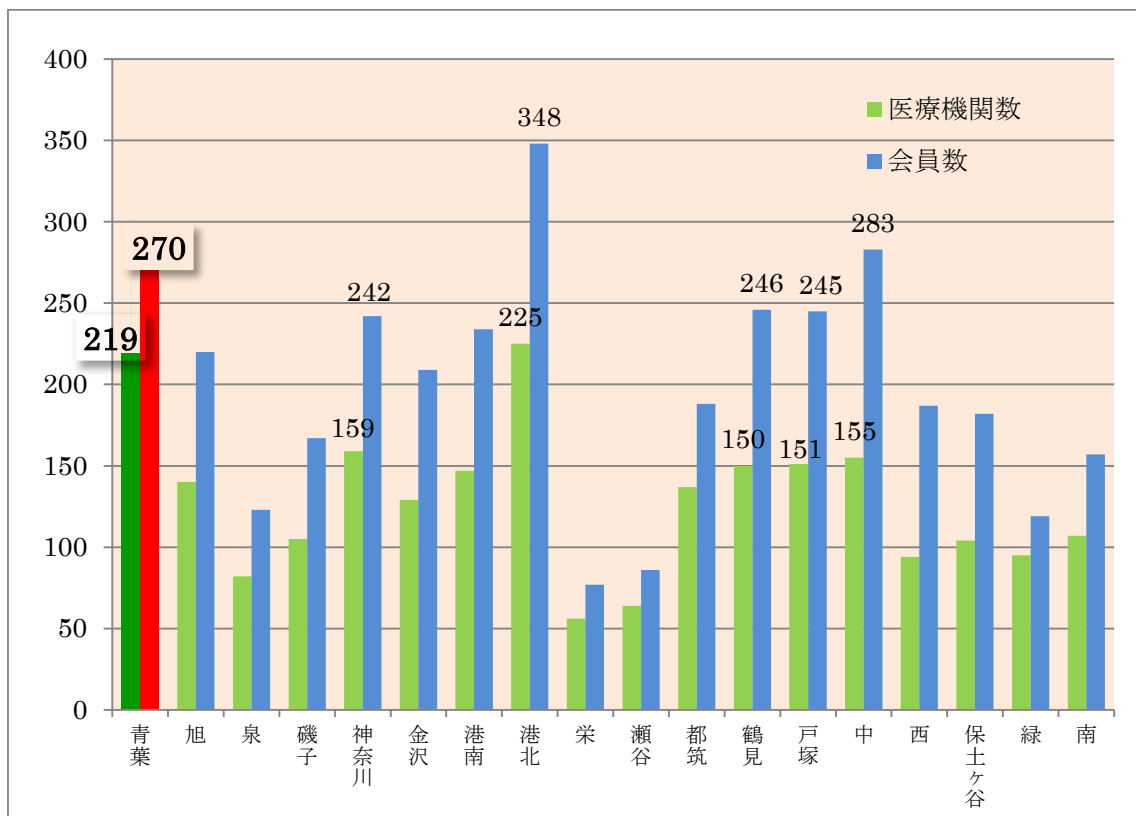
3) 内科と小児科を標榜する新規入会者は、青葉区休日急患診療所および夜間急病センターへの参加が義務となっています。たとえば小児科を標榜した場合に

は小児科を担当し、内科を標榜した場合には内科を担当し、両方を標榜した場合には、小児科の担当となります。

◆「新規開業をお考えの先生に」青葉区医師会館建替えについて

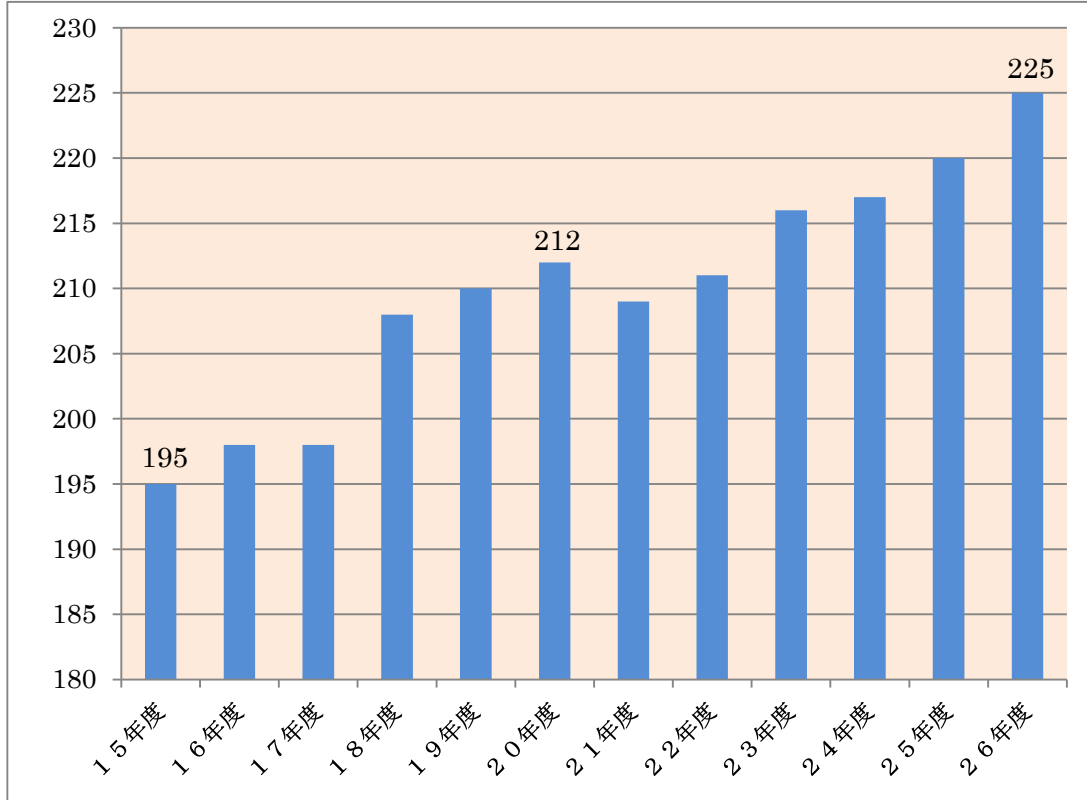
平成 21 年 5 月 26 日に開催された「青葉区医師会定時総会」で老朽化した医師会館の建替えが可決され、平成 27 年夏に新たな地に移転します。平成 21 年 9 月より青葉区医師会に入会している全ての会員より約 10 年間にわたる分担金の徴収が始まっております。診療所の管理者として青葉区医師会に新入会される先生方にも同等の費用を負担して頂く必要があります。諸事情を考え医院開設より 3 年を経過した時点より分担金の納入をお願いいたします。詳しくは医師会事務局にお問い合わせ下さい。

横浜市各区医療機関数・会員数



平成 27 年 4 月現在 219 医療機関があり、横浜市 18 区の中で医療機関数が多い区です。

青葉区医師会医療機関数推移



青葉区医師会は、単に新規医療施設の開設を拒否するものではありません。

しかし、調和のとれた地域医療の発展を願っております。これから当医師会に入会を希望される先生方は、不動産会社やコンサルタント会社の情報を一方的に参考にするだけでなく、医師会からの情報も是非検討していただきたいと考えています。

ご不明な点がございましたら**青葉区医師会事務局 桜井**までご連絡下さい。

TEL 045-511-7281